

令和3年10月6日
企画財政部企画総務課

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望」に係る実績調書

埼玉県が国に対し行った新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望（85事項）について、令和3年8月末時点の状況を取りまとめたものです。

要望事項に対する措置状況への評価は次のとおりです。

評 価		全 体			
		件	%	件	%
A	概ね実現した	48	56.5%	75	88.2%
B	一部実現した	27	31.8%		
C	実現していない	10	11.8%	10	11.8%
合 計		85		85	

※ 知事が直接行った要望事項についての評価

※ 四捨五入のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望」に係る実績調書（令和3年8月末時点）

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
1	医療・検査体制の強化（医療体制）	軽症患者の取扱いや一般医療機関での受入ルールを早期に示すこと。	令和2年3月16日	A		令和2年4月2日付け事務連絡により、軽症患者の取扱いが示された。	感染症対策課
2	医療・検査体制の強化（医療体制）	入院医療を担う医療機関に対し、人材確保の支援を行うとともに、感染防止対策や病床確保のための十分な財政措置を講じること。	令和2年3月16日	A		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設され、人材確保支援や入院医療を担う医療機関に対する一定の財政支援措置が講じられた。 令和2年度第2次補正での対応で国1/2から全額国費による措置となった。 また、令和2年12月25日に、入院医療を担う医療機関に対して受入れ病床と人員を確保するための「新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」が措置された。	感染症対策課 医療整備課 医療人材課
3	医療・検査体制の強化（医療体制）	対策の切り替えのタイミングについて、早期に具体的な考え方や基準を示すこと。	令和2年3月16日	A		対策の切り替えのタイミングについて、具体的な考え方や基準が示された。	感染症対策課
4	医療・検査体制の強化（検査体制）	医療機関、民間企業等におけるPCR検査の実施体制を整備し、検査体制のさらなる拡充を図ること。	令和2年3月16日	A		緊急包括支援交付金で、感染症検査機関等設備整備事業が認められた。	感染症対策課
5	医療・検査体制の強化（検査体制）	簡易検査キットの開発、導入を早期に実現し、広くスクリーニング検査を実施できる環境を整えること。	令和2年3月16日	A		簡易迅速に結果の判明ができる「抗原検査キット」が導入された。 医療従事者に感染の恐れが少ない唾液による検査が認められた。	感染症対策課
6	医療・検査体制の強化（検査体制）	検査基準を明確に示すとともに適切な検査の実施体制や財政支援を行うこと。	令和2年3月16日	A		相談・受診（検体採取）の目安が改訂された。 緊急包括支援交付金で、感染症検査機関等設備整備事業が認められた。	感染症対策課
7	医療・検査体制の強化（検査体制）	県内衛生研究所に対する技術的支援及び検査資材等の供給を確実にすること。	令和2年3月16日	B		特に技術的支援はない。検査資材は入手しにくい時期もあったが現在は安定している。	感染症対策課
8	医療・検査体制の強化（衛生資材確保）	マスク等の安定供給のため、メーカー等に適切な生産・供給を働きかけ、特に医療機関や社会福祉施設等で必要な資材が十分に確保できるようにすること。	令和2年3月16日	A		国による医療物資の配布に関する方針が事務連絡により示され、サージカルマスク及び消毒液は令和2年3月、それ以外は令和2年4月から医療機関向けの配布等が行われている。 また、国はマスクの増産を速やかに実現するため、生産設備導入を支援する令和2年度補助事業を実施している。	薬務課
9	医療・検査体制の強化（相談体制）	国の電話相談窓口を拡充するとともに、地方自治体での相談窓口の対応が拡充するよう必要な支援を実施すること。	令和2年3月16日	A		緊急包括支援交付金で、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業が認められた。	感染症対策課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
10	学校臨時休業への対策	学校施設などを活用した就学児の居場所確保のための取組について、市町村等に対する財政措置など必要な支援を行うこと。	令和2年3月16日	A	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が国の令和2年度補正予算で市町村分も含め措置された。県内市町村分として、第1次分164億円、第2次分476億円、第3次分209億円（地方単独事業分）が確保され、学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備等にも活用できるとされている。令和3年度も、令和2年度からの繰越分等により、当該取組への活用は可能である。	市町村課 小中学校人事課	
11	学校臨時休業への対策	臨時休業の対象外となっている幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等の感染防止の対策についても、必要な支援を行うこと。	令和2年3月16日	A	国の令和2年度1次補正予算、2次補正及び3次補正予算により事業が実施されるようになり、支援を開始した。	学事課 少子政策課	
12	学校臨時休業への対策	臨時休業期間において、従業員（パートタイム等）の収入補償、在庫となった食材の経費、年間契約の倉庫管理費や配送業務委託費等の補填など、学校給食納入事業者に対する必要な支援を行うこと。	令和2年3月16日	B	学校給食食材納入事業者を対象とした国の新たな対応はないが、雇用調整助成金等について、国が学校給食食材納入事業者に周知した。	保健体育課	
13	学校臨時休業への対策	給食の再開には相当の準備期間が必要となるため、緊急事態宣言に基づく本県を対象とする措置が変更となる場合には、早期に情報提供すること。	令和2年3月16日	C	県立学校では令和2年4月8日に入学式を行い、4月13日に学校再開予定で準備をしていたところ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言が4月7日に発出されたため、早期の情報提供とまでは至っていない。その後の緊急事態宣言については、一斉臨時休業の要請はなかったため、評価すべき対象はない。	保健体育課	
14	学校臨時休業への対策	春季休業期間後の見通しについて、見解・方針を早急に示すこと。	令和2年3月16日	A	令和2年3月24日付文部科学事務次官通知や令和2年3月26日付事務連絡で、方針が示された。その後も、多くの通知・事務連絡等で見解・方針等が示されてきている。	高校教育指導課 義務教育指導課 特別支援教育課	

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A: 概ね実現した B: 一部実現した C: 実現していない	国等の措置状況	県担当課
15	企業等への支援	下請等中小企業者に、取引上のしわ寄せが来ないように、引き続き業界団体等を通じて親事業者に配慮を求めること。	令和2年3月16日	A	業界団体等を通じて、令和2年2月14日及び令和2年3月10日の2回要請している。また、不当な発注等を受けた場合の問合せ先を、ホームページやパンフレットで広く周知している。さらに、「パートナーシップ構築宣言」の拡大等を通じて、フリーランスも含む中小企業・小規模事業者への取引条件のしわ寄せの防止・下請取引の適正化を進めている。 雇用調整助成金については、助成率の拡大や上限額の引き上げなど特例措置が拡大された。		産業労働政策課 多様な働き方推進課
16	企業等への支援	中小企業からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応できるよう、国から各金融機関に対し、適切に指導を行うこと。	令和2年3月16日	A	各金融機関に対し、既往債務の返済猶予等の要請が行われた。		金融課
17	企業等への支援	セーフティネット保証及び危機関連保証について、市町村が認定事務を円滑に行えるよう適切な支援を行うとともに、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、指定期間の延長等に柔軟に対応すること。	令和2年3月16日	A	セーフティネット保証等の認定事務に当たって必要な提出書類の簡素化を市町村に提示するなどして支援を行っている。 セーフティネット保証4号について、都道府県からの要請に応じて指定期間を延長した。		金融課
18	企業等への支援	サプライチェーンの回復強化を速やかに図るための設備投資や販路開拓に取り組む事業者に対し、支援を行うこと。	令和2年3月16日	A	令和2年度第1次補正予算において、サプライチェーンの国内回帰を速やかに図るための設備投資等に関し、必要とされる補助金の制度が新たに創設された。 あわせて、サプライチェーンの強靱化を図るため、現地拠点の分散化・多元化に係る設備投資等に関し、必要とされる補助金の制度が新たに創設された。 令和2年度第3次補正予算において、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金が改めて予算措置された。		企業立地課
19	企業等への支援	ホテル・旅館、バス・タクシー、旅行業者等の事業者に対して、休業への対応や事業の継続が可能となるよう、経営支援を行うこと。	令和2年3月16日	B	バス事業者等を対象とし、国の令和2年度2次補正で「地域公共交通における感染拡大防止対策」、国の令和2年度3次補正で「地域公共交通の活性化に向けた新たな取組の後押し」について予算措置がなされたが、事業者が望む直接的な事業継続への経営支援ではなく、今後も国の動向を注視していく必要がある。 日本政策金融公庫による無利子融資等の資金繰り支援が実施されている。また、民間金融機関による無利子融資について、令和2年度末まで実施された。 雇用調整助成金については、助成率の拡大や上限額の引き上げなど特例措置が拡大された。		交通政策課 金融課 多様な働き方推進課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
20	企業等への支援	旅行業法に基づく各種申請届出に関する期限の猶予や旅行業登録の更新の際の基準資産額の緩和など、旅行事業者の負担軽減や事業継続のための対策を講じること。	令和2年3月16日	A		観光庁から、旅行業法の適用にあたり、要望事項を含み弾力的な取扱いを行うようお願いする旨の通知が発出された。	観光課
21	企業等への支援	中小企業組合など、定款に規定されている総会の開催時期等について柔軟な対応を可能にすること。	令和2年3月16日	A		全国中小企業団体中央会から県中央会に対し、総会の開催時期等の柔軟な対応について組合等の実情に応じた弾力的な対応やFAQによる具体的な対応方法が通知された。	産業労働政策課
22	企業等への支援	感染拡大終息後には、プレミアム付商品券による販売促進イベントなど売上げ促進のための対策を講じること。	令和2年3月16日	B		GoTo商店街事業が令和2年10月から開始され、県内の22団体が採択された。事業を活用して販売促進イベントなどを計画・一部実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、集客を伴う商店街イベント等については、現在全国一斉停止をしている。GoTo商店街事業第二弾の計画もあり予算も確保されているが、第一弾が停止していることもあり、第二弾の計画は具体的になっていない状況。	産業労働政策課 商業・サービス産業支援課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A:概ね実現した B:一部実現した C:実現していない	国等の措置状況	県担当課
23	雇用等への対策	正規、非正規(フリーランス含む)を問わず、保護者が会社を休業せざるを得ない状況となった場合は、地域の給与水準を反映した賃金助成を行うなど、国が責任を持って十分な措置を講じること。	令和2年3月16日	A	地域の給与水準を反映した賃金助成ではないが、上限額が15,000円に引き上げられた小学校休業等対応助成金・支援金制度が創設された。 なお、制度の対象となる休暇の取得期間は令和2年2月27日~令和3年3月31日であったが、令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇を対象に再開される予定である。		多様な働き方推進課
24	雇用等への対策	経営に影響が生じている企業が従業員を休業させる場合等に支給する雇用調整助成金について、中小企業の負担を軽減し、確実に雇用の維持が図られるよう、現行の補助率を引き上げるとともに申請手続きの簡素化や迅速な支給に努めること。また、ハローワークに専用の相談窓口を設けること。	令和2年3月16日	A	解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は原則2/3のところ、新型コロナウイルス感染症に対する特例措置で順次拡大され、10/10まで引き上げられた。 申請手続きが大幅に簡素化され、労働局を挙げて迅速な支給に努めている。 雇用調整助成金等に係るコールセンターが設置され、ハローワークでも専用の相談窓口を設け対応している。		多様な働き方推進課
25	雇用等への対策	休業や時間短縮等により減収となる労働者について、雇用保険に加入していない者を含め、100%の収入補償を行うこと。	令和2年3月16日	A	雇用保険に加入していない方も対象とした助成制度(緊急雇用安定助成金)が設けられた。雇用調整助成金と助成の内容は同様であり、特例措置が順次拡大され、助成率は最大10/10、上限額も15,000円まで引き上げられた。 また、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者(短時間勤務、シフト日数減少も対象)に直接支給する休業支援金・給付金制度が創設された。		多様な働き方推進課
26	雇用等への対策	子供がいる従業員のサポートとそれに伴う人手不足への対策を講じること。	令和2年3月16日	A	企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、令和2年4月30日付で特例措置が実施され、令和2年4月1日から適用された。(令和3年度も継続) ・割引券の使用枚数 1日・1か月上限引上げ、年間上限なし ・利用対象者の拡大(個人事業主を含む)		多様な働き方推進課
27	雇用等への対策	技能実習生の実習期間の長期化に対応すること。	令和2年3月16日	A	在留期間の満了日を迎え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で帰国が困難な実習生等に対し、在留資格変更・更新を受け付けている。		産業人材育成課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
28	財政的な支援	緊急対応策第2弾を受けて実施する取組については、令和2年度執行分についても、確実に財政措置を講ずること。	令和2年3月16日	A		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が国の令和2年度補正予算で措置された。	財政課
29	財政的な支援	リーマンショック(平成21年度)の経済対策で実施された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のような地方自治体が柔軟に活用できる補助制度を新たに創設すること。(例 地域子育て世帯への支援など)	令和2年3月16日	A		「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のように、地方自治体が柔軟に活用できる補助制度となっている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設された。	財政課
30	学校の再開に向けた給食食材の安定供給の継続等	事業者において代替販路が確保できず在庫となった食材の経費、一時保管料及び処分費用の補填を行うこと。	令和2年3月16日	B		学校給食食材納入事業者を対象とした国の新たな対応はないが、フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策事業について、令和3年度も引き続いて実施している。	保健体育課
31	学校の再開に向けた給食食材の安定供給の継続等	臨時休業期間において、賃金が保障されないパートタイム等の従業員に対し収入補償を行うこと。	令和2年3月16日	B		学校給食食材納入事業者を対象とした国の新たな対応はないが、雇用調整助成金の特例措置等について、国が学校給食食材納入業者に周知した。	保健体育課
32	学校の再開に向けた給食食材の安定供給の継続等	年間契約の倉庫管理費や配送業務委託費などの固定経費に対する補填を行うこと。	令和2年3月16日	B		学校給食食材納入事業者を対象とした国の新たな対応はないが、持続化給付金制度について、国が学校給食食材納入業者に周知した。	保健体育課
33	学校の再開に向けた給食食材の安定供給の継続等	給食の再開には相当の準備期間が必要となるため、緊急事態宣言に基づく本県を対象とする措置が変更となる場合には、早期に情報提供すること。	令和2年3月16日	C		県立学校では令和2年4月8日に入学式を行い、4月13日に学校再開予定で準備をしていたところ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言が4月7日に発出されたため、早期の情報提供とまでは至っていない。 その後の緊急事態宣言については、一斉臨時休業の要請はなかったため、評価すべき対象はない。	保健体育課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
34	運転免許証の有効期限を延長することについて	埼玉県では、更新者が密集することによる新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、運転免許証の有効期限が本年7月31日までの方を対象に有効期限を3か月延長する措置を実施している。 しかし、県内の運転免許センター及び警察署の更新窓口には引き続き多くの更新者が詰めかけており、感染の危険が懸念される。 行政機関の窓口において、このような「三密」が生じることが、避けなければならず、こうした状況を改善するためには、運転免許証の有効期限を一定期間、法律に基づいて一律に延長する措置が必要である。	令和2年4月13日	A		令和2年12月7日付け警察庁通達に基づき、現在、運転免許証の有効期限が令和3年9月30日までの方に対象を拡大し、申請があった場合に有効期限を3か月延長する措置を実施している。	運転免許課
35	運転免許証の有効期限を延長することについて	運転免許証の有効期限を延長するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第57条の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）を準用するための措置を講ずること。	令和2年4月13日	C		新型インフルエンザ等対策特別措置法第57条の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律を準用する措置については実現していない。	運転免許課
36	休業を要請した中小企業等に対する支援について	県が県内企業に対し休業を要請したことに伴い、今後、地域経済に多大な影響が出る懸念され、特に県内企業の99.8%を占める中小企業等への支援が必要である。 このため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」については、配分基準に中小企業等が占める比率を追加し、中小企業等の実態を反映した配分となるようにすること。	令和2年4月13日	A		第1次分（地方単独事業分）の交付限度額の算定では人口が多く感染者が拡大している自治体に重点的に配分される仕組みとなっており、算定基準に中小企業等の比率は設けられなかった。 第2次分（地方単独事業分）の家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分の交付限度額の算定では、新たに事業所数が算定基準に設けられた。 第3次分（地方単独事業分）の新型コロナ感染症対応分の交付限度額の算定においても、事業所数が算定基準に設けられた。 事業者支援分の交付限度額の算定においても、事業所数が算定基準に設けられた。	財政課
37	医療機関以外の療養場所等の確保費用に対する財源措置について	医療機関以外の療養場所等の確保費用については、多額な地方負担が生じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の配分に当たっては、当該経費を別枠で増額措置すること。	令和2年4月13日	A		別枠では措置されていないが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用が可能である。 令和2年度第2次補正以降では、配分額の目安はなく、必要な額が措置されている。 なお、令和3年度は、令和2年度の3次補正において9月分まで措置されており、10月以降については「医療提供体制拡充のための必要な支援は10月以降も当面実施する」旨の連絡があったことから、必要額は措置される見込みである。	保健医療政策課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A: 概ね実現した B: 一部実現した C: 実現していない	国等の措置状況	県担当課
38	防護服等の確保について	新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大する中であって、埼玉県では、現在、医療現場の第一線で活動する医師や看護師等の感染予防に不可欠なアイソレーションガウンやN95マスクなどが不足している状況にある。このため、国におかれましては、速やかにこれらの資器材を提供すること。	令和2年4月13日	A		国による医療物資の配布に関する方針が事務連絡により示され、サージカルマスクは令和2年3月、それ以外は令和2年4月から医療機関向けの配布が行われている。 また、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)により医療機関から緊急配布要請があった場合に、速やかに医療物資が配布されている。	感染症対策課 薬務課
39	新型コロナウイルス感染症患者に係る診療報酬の改定について	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関では、多くの医療資源を投入しながら、日々増加する患者の診療に丸となって取り組んでいる。一方で患者を診療したことにより、感染リスクを恐れた患者の受診抑制や風評被害等による外来及び入院患者の減少も発生している。 こうした状況を踏まえ、4月8日に診療報酬上の臨時的な取扱いが示され、新型コロナウイルス感染症患者の外来及び入院に関する一定の加算がされた。しかし、患者が増えている現状では、まだ十分ではなく、投入した人的、物的な医療資源に見合った診療報酬が措置されていない。 そのため、患者を受け入れている医療機関が経営に支障が生じることのないよう、また、患者の急増が続く中で医療崩壊を招くことのないよう、新型コロナウイルス感染症患者の診療の実態に見合った報酬へ改訂すること。	令和2年4月13日	A		新型コロナウイルス感染症患者の受け入れには手厚い診療が必要となり、人的・物的な医療資源の負担が大きい実態を踏まえ、専用病床の確保などを行ったうえで、新型コロナウイルス感染症重症患者を受け入れた医療機関について、診療報酬上の特別な点数(通常の3倍の点数)とするなど、支援が強化された。 その後も、小児外来診察への評価や回復後の転院受入れに対する評価がされている。 令和3年4月以降も必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合に対する加算、自宅・宿泊療養者への緊急医療管理加算や中等症の患者の入院加療に対する算定点数の増額がなされるなど、さらなる臨時的な取扱いが追加されている。	国保医療課
40	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」の拡充	4月16日に改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大された。 このため、住民生活や地域経済により影響の大きい特定警戒都道府県がきめ細やかに支援できるよう、臨時交付金の総額を大幅に増額すること。	令和2年4月27日	A		令和2年度第2次補正予算において、臨時交付金(地方単独事業分)が2兆円増額された。 令和2年度第3次補正予算において、臨時交付金(地方単独事業分)が1兆円増額された。 臨時交付金(事業者支援分)については、令和3年度予備費を活用し5,000億円のうち3,000億円が交付され、2,000億円が留保された。 令和3年8月には、留保されていた2,000億円を交付するとともに、令和2年度第3次補正予算の繰越分を活用し1,000億円が措置された。	財政課
41	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」の拡充	事前協議への迅速な対応、提出書類や審査の簡素化を図るなど、臨時交付金の迅速な交付を行うこと。	令和2年4月27日	A		地方単独事業分の第1次分、第2次分、事業者支援分ともに先行受付枠が設けられ、確認結果の通知及び交付手続きが早期化された。 また、営業時間短縮要請等に伴い、対象事業者に協力金等を支払う場合に追加配分される協力要請推進枠交付金等については、各自自治体の協力金の支給状況を踏まえ、追加で交付決定する機会を設けるなど執行手続きの見直しが行われている。	財政課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A: 概ね実現した B: 一部実現した C: 実現していない	国等の措置状況	県担当課
42	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の拡充	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」については、総額の増額など、地域が必要とする医療提供体制を整備するための措置を講じること。	令和2年4月27日	A	令和2年度第1次補正の1,490億円から、令和2年度第2次補正では大幅増となる2兆2,370億円（医療提供体制の整備等関係で1兆6,279億円）が計上された。 令和2年度第3次補正でも、令和3年度9月分までを含め、総額で1兆1,763億円の増額がなされ、必要な額は措置されている。 なお、10月以降については「医療提供体制拡充のための必要な支援は10月以降も当面実施する」旨の連絡があったことから、必要額は措置される見込みである。		保健医療政策課
43	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の拡充	地方負担分については、市町村が実施する事業を明確に規定した上で、事業の実施主体が負担するスキームとすること。	令和2年4月27日	A	令和2年度第1次補正では1/2だった補助率が、令和2年度第2次補正において10/10となり、本交付金事業に係る地方負担はなくなった。		保健医療政策課
44	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の拡充	個々の地方負担分に過不足を生じないように配分すること。	令和2年4月27日	A	令和2年度第1次補正の1,490億円から、令和2年度第2次補正では大幅増となる2兆2,370億円（医療提供体制の整備等関係で1兆6,279億円）が計上された。 令和2年度第3次補正でも、令和3年度9月分までを含め、総額で1兆1,763億円の増額がなされ、必要な額は措置されている。 なお、10月以降については「医療提供体制拡充のための必要な支援は10月以降も当面実施する」旨の連絡があったことから、必要額は措置される見込みである。		保健医療政策課
45	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の拡充	新型コロナウイルス感染症の軽症患者に関して、療養場所を自宅よりも医師や看護師が常駐するホテルなどとする「宿泊療養」を優先させる方針が示された。このため、医療機関以外のホテルなどの宿泊施設の確保費用については、さらに多額な地方負担が生じることから、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の配分に当たっては、当該経費を別枠で増額措置すること。	令和2年4月27日	A	別枠では措置されていないが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用が可能である。 令和2年度第2次補正以降では、配分額の目安はなく、必要な額が措置されている。 なお、令和3年度は、令和2年度の3次補正において9月分まで措置されており、10月以降については「医療提供体制拡充のための必要な支援は10月以降も当面実施する」旨の連絡があったことから、必要額は措置される見込みである。		保健医療政策課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
46	緊急事態宣言の期間延長の場合におけるさらなる対策の検討	外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわず、緊急事態宣言の期間が延長される場合は、さらなる交付金の増額などについて検討すること。	令和2年4月27日	A	令和2年度第2次補正予算において、臨時交付金（事業者支援分）は2兆円、包括支援交付金は全額国費による負担とした上で2兆2,370億円増額された。 令和2年度予備費を活用し、包括支援交付金が7,394億円増額された。 令和2年度第3次補正予算において、臨時交付金（地方単独事業分）が1兆円、包括支援交付金は1兆3,011億円増額された。 臨時交付金（事業者支援分）については、令和3年度予備費を活用し5,000億円のうち3,000億円が交付され、2,000億円が留保された。 令和3年8月には、留保されていた2,000億円を交付するとともに、令和2年度第3次補正予算の繰越分を活用し1,000億円が措置された。		財政課
47	緊急事態宣言の期間延長に伴う緊急事態措置	緊急事態宣言の期間が延長された場合の緊急事態措置については、延長の理由にも鑑み、効果的な対策を確実にするという観点から、地域性を考慮して緊急事態措置の法的根拠について明確な基準を示すこと。	令和2年4月27日	A	本要望後に、法に基づく基本的対処方針において、地域性を考慮した緊急事態措置の基準を示した。		危機管理課
48	農事用電力の適用拡大	1次産業においては、価格の低下、出荷の停滞等により収入が減少する一方、生産体制を維持するための電気料金等の固定費が経営を圧迫する状況がみられる。特に、経営費に占める電気料金の割合の大きい花き生産者にとっては、年間数千万円の電気料金に苦慮する例もある。今後の状況によっては、他の農業部門においても甚大な影響が生じる懸念もある。このため、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少する場合には、期限を区切って農事用電力を適用できるようにすること。	令和2年4月27日	B	農事用電力などの電力料金プランの見直しは行われていないが、令和2年度第1次補正予算の「高収益作物次期作支援交付金」の運用改善がされ、施設花き農家への支援が拡充された。 令和3年度は「高収益作物次期作支援交付金」の第4次公募が行われ、切り花が支援対象となっている。		生産振興課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
49	学びの保障の拡充	G I G Aスクール構想の実現へ向け、非常事態宣言下においても市町村が着実な事業実施が行えるよう、端末の調達等について迅速かつ円滑な対応をするよう事業者へ要請すること。	令和2年4月27日	A	文部科学省では、GIGAスクール構想に関連する事業者に対して、端末を納入する際、各自治体の要望に応じて端末の分納等の早期納入に向けた取組の協力を依頼するため、第2回官民意見交換会を実施した（令和2年10月）。 また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、ICTを活用しながら児童生徒の学びの保障に取り組むため、文部科学大臣より民間事業者に対して、学校現場を支援するための緊急の協力要請を行った（令和3年1月）。	I C T教育推進課	
50	学びの保障の拡充	現在、一部携帯キャリア各社が25歳以下を対象として4月末まで一定容量まで通信料無償化を行っている。臨時休業の延長に伴い、無償化の延長及び実施会社の拡大について各社へ要請すること。	令和2年4月27日	A	携帯キャリア主要3社では、令和2年8月末まで通信料50ギガを上限に無償化を延長した。	I C T教育推進課	
51	学びの保障の拡充	高等学校においてもオンライン教育の充実が強く求められていることから、国において義務教育と同様の財政措置を行うこと。	令和2年4月27日	B	高等学校におけるオンライン学習のための端末・モバイルルーターの整備について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できることとなった。 国の令和2年度第3次補正予算では高等学校段階の低所得世帯等が使用する端末整備及びモバイルルーターに対する経費が計上された。	I C T教育推進課	
52	休業期間延長に伴う修学旅行キャンセル料等の補助拡充	令和元年度に実施予定であった修学旅行の中止・延期については、令和2年度補正予算案でキャンセル料等に係る補助費用が計上されている。 今年度実施予定の修学旅行等の中止・延期等に係るキャンセル料等についても、新たに補助対象とすること。	令和2年4月27日	A	令和2年度及び令和3年度実施予定の修学旅行のキャンセル料についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できることとなった。	高校教育指導課 義務教育指導課	

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A: 概ね実現した B: 一部実現した C: 実現していない	国等の措置状況	県担当課
53	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の拡充等	子どもの学習機会の確保や企業の資金繰り対策など、きめ細やかな支援を引き続き実施する必要があることから、臨時交付金を迅速に更に増額すること。	令和2年5月12日	A	令和2年度第2次補正予算において、臨時交付金（地方単独事業分）が2兆円増額された。 令和2年度第3次補正予算において、臨時交付金（地方単独事業分）が1兆円増額された。 臨時交付金（事業者支援分）については、令和3年度予備費を活用し5,000億円のうち3,000億円が交付され、2,000億円が留保された。 令和3年8月には、留保されていた2,000億円を交付するとともに、令和2年度第3次補正予算の繰越分を活用し1,000億円が措置された。		財政課
54	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の拡充、改正	医療提供体制の一層の強化を図る必要があるため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金についても合わせて増額すること。	令和2年5月12日	A	令和2年度第1次補正の1,490億円から、令和2年度第2次補正では大幅増となる2兆2,370億円（医療提供体制の整備等関係で1兆6,279億円）が計上された。 令和2年度第3次補正でも、令和3年度9月分までを含め、総額で1兆1,763億円の増額がなされ、必要な額は措置されている。 なお、10月以降については「医療提供体制拡充のための必要な支援は10月以降も当面実施する」旨の連絡があったことから、必要額は措置される見込みである。		保健医療政策課
55	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の拡充、改正	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、国から示された補助要綱等では、対象経費や上限単価など、補助対象を限定する記載が多いことから、実際の運用に当たっては、配分額の範囲で地方の裁量を広く認め、真に柔軟且つ包括的な交付金となるよう改めること。	令和2年5月12日	B	感染動向等に応じて交付金の事業メニューが拡充されてきているが、一方で運用面で地方の裁量が広く認められたとまでは言い難い。		保健医療政策課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A: 概ね実現した B: 一部実現した C: 実現していない	国等の措置状況	県担当課
56	治療薬の確保とワクチン等の開発の推進	新型コロナウイルス感染症の治療薬としてレムデシビルについて医薬品医療機器等法第14条の3に定める特例承認が行われ、またアビガン（一般名：ファビピラビル）についても5月中の薬事承認に向けて作業が進められている。これらの医薬品については、引き続き有効性・安全性の評価を行うとともに、当初流通量が限られることから、国において適切に流通管理を行い、患者数など地域の実情を踏まえ、速やかに必要数を確保すること。	令和2年5月12日	B	レムデシビルについては、国買上げ流通管理を行い、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）を用いて適切に配分を行っている。令和3年8月4日に保険適用され、今後は通常流通が可能となる。また、投与対象を重症患者だけでなく中等患者に拡大している。 アビガンについては、令和2年12月21日に新型コロナウイルス感染症の適応追加について審議されたが、継続審議となった。令和3年4月から重症化リスクが高い50歳以上の患者を対象とした新たな治験（第Ⅲ相）が開始されている。観察研究については継続して実施されている。		薬務課
57	治療薬の確保とワクチン等の開発の推進	現在他の治療に用いられる医薬品のうち、新型コロナウイルス感染症の治療に効果が期待されているものについても、効果検証を進めること。	令和2年5月12日	B	令和2年度第2次補正予算において、治療薬の早期実用化に向けて、既存治療薬とは異なる作業機序等に着眼した新薬の候補について広く提案を受け、薬剤の開発を推進することとされた。 デキサメタゾンが「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第2.2版」に標準的な治療法として掲載された。 また、同手引き（最新は第4.1版）には血栓症対策としてペパリンなどによる抗凝固療法が推奨されること等が記載された。		薬務課
58	治療薬の確保とワクチン等の開発の推進	新型コロナウイルスに対する免疫獲得は感染拡大防止に不可欠であることから、ワクチンの開発を早急に進めること。	令和2年5月12日	B	ワクチンなどの研究開発費が令和2年度第2次及び第3次補正予算で追加され、国産を含め複数のワクチンの臨床試験が開始されている。 ファイザー社製が令和3年2月に、モデルナ社製及びアストラゼネカ社製が令和3年5月に承認され、ジョンソン&ジョンソン社製が令和3年5月に承認申請している。		薬務課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
59	学びの保障の拡充	高等学校及び特別支援学校高等部においてもオンライン教育の充実が強く求められていることから、一人一台端末整備やインターネット環境がない家庭に対するモバイルルーター等の貸し出しに係る経費について、義務教育と同様の財政措置を行うこと。	令和2年5月12日	B	高等学校におけるオンライン学習のための端末・モバイルルーターの整備について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できることとなった。 国の令和2年度第3次補正予算では高等学校段階の低所得世帯等が使用する端末整備及びモバイルルーターに対する経費が計上された。		ICT教育推進課
60	学びの保障の拡充	児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信料について、保護者の負担となるので、国の責任において財政措置を行うこと。	令和2年5月12日	B	経済的に困窮している生活保護受給世帯に対しては、生活保護制度において、オンライン学習の通信費について必要な額を実費支給されることとなった。 高校生等がいる非課税世帯に対しては、奨学のための給付金の支給額にオンライン学習にかかる通信費（12,000円）を追加して支給されることとなったが、全額国庫負担とはならなかった。なお、国の令和4年度予算（案）では、支給額が15,000円へ増額される予定となっている。 令和2年度は、特別支援学校の要保護世帯児童生徒（生活保護受給世帯を除く）を対象に、特別支援教育就学奨励費において、通信費を支給できることとなり、令和3年度から対象が低所得世帯Ⅰ区分全体へと拡充された。国の令和4年度予算（案）では、支給額の上限が15,000円へ増額される予定となっている。		教育局財務課 ICT教育推進課 特別支援教育課
61	学びの保障の拡充	学校臨時休業の長期化に伴う授業時間の確保策として、夏季休業中の授業実施が想定される。夏季の暑さ対策として、特別教室（音楽室、理科室、家庭科室など）や、学校再開後に活用が見込まれる余裕教室の空調設備整備に係る補助率の嵩上げ及び財政措置の拡充を行うこと。また、給食施設の空調設備整備について、高等学校も補助の対象とするとともに、補助率の嵩上げを行うこと。	令和2年5月12日	B	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で、地方単独事業として教室・体育館・給食施設の空調設備の整備を行う場合は、交付金の活用が可能となったが、本来の補助金の拡充、上乗せとはならなかった。		教育局財務課 保健体育課
62	学びの保障の拡充	夏季休業中や冬季休業中の授業実施が想定される中、冷暖房の運転に伴う光熱水費の増加が見込まれるため、更なる財政措置を講ずること。	令和2年5月12日	C	学校再開後の学習支援・感染症対策に係る経費について国庫補助があったが、光熱水費に係る経費については対象外となっている。		教育局財務課
63	新型コロナウイルス抗原検出用キットの優先供給について	体制が脆弱であるにもかかわらず独自の努力と資源でPCR検査数を一定程度維持しており、かつ全国でも5番目に陽性者数が多い本県は、抗原検査用キットを特に強く欲しており、且つ効果が高いと考える。ついては、東京、大阪、神奈川、北海道及び沖縄と同様に新型コロナウイルス抗原検出用キットが直ちに使用できるようにすること。	令和2年5月15日	A	令和2年6月8日以降、希望する医療機関が購入できる体制が整えられた。		疾病対策課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
64	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直しについて	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直しについては慎重に対応すること。	令和2年8月28日	A		感染症法上の指定感染症に位置づける期限を1年間延長し、令和4年1月31日までに変更。 感染症法（新型コロナウイルス感染症の法的位置付け）「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」を追加し、指定感染症の期限経過後も、必要な対策が講じられるようになる。	感染症対策課
65	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを見直す場合に、宿泊療養に関して都道府県知事に一定の法的な権限を付与	国が新型コロナウイルス感染症の取扱いの見直しを行い、軽症者等に入院勧告や入院措置ができなくなるのであれば、感染症のまん延防止のためにも、宿泊療養施設への入所について、知事に勧告権限を与えること。	令和2年8月28日	B		第204回通常国会において令和3年1月22日に提出された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案」のうち、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部改正」として以下が盛り込まれた。 宿泊療養の法的位置付け ○新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、都道府県知事による宿泊療養の協力要請規定を新設。	感染症対策課
66	新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種を優先すべき対象者について	保健所職員や陽性者を受け入れている宿泊療養施設の業務に従事する職員、消毒や清掃を担う業者、葬儀業者をワクチン接種の優先すべき対象に明示的に含めること。	令和2年8月28日	B		令和3年1月8日付の通知において、優先接種の対象となる医療従事者等の範囲が示され、医師、看護師のほか、新型コロナウイルス感染症患者（疑いを含む）に頻繁に接する機会のある者については、保健所の職員や宿泊療養施設の職員、医療機関の委託業者等も医療機関の判断で優先接種の対象となることになった。 しかし、消毒や清掃、葬儀等委託の業務の明示はされていない。	保健医療政策課
67	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る業務のデータベースの整備	マイナンバーカードを活用した接種のありようを検討し、対象者登録、クーポン送付、予約・接種履歴、副反応の発生等の膨大なデータをリアルタイムで処理できるようなデータベースを整備すること。	令和2年8月28日	B		現在は接種者情報及び接種記録情報をワクチン接種記録システム（VRS）に登録することにより、接種者の情報の把握等を行っている。 医療従事者等を含む先行接種者については、接種券付き予診票で接種を行っており、接種券付き予診票を用いた先行接種者の登録については、5月下旬に実装されて以降、順次入力が行われている。	保健医療政策課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A：概ね実現した B：一部実現した C：実現していない	国等の措置状況	県担当課
68	宿泊療養に関する法的な権限の都道府県知事への付与	宿泊療養を法的に位置付けた上、軽症者等の宿泊療養施設への入所について、知事に法的な権限を与えること。	令和2年11月12日	B	第204回通常国会において令和3年1月22日に提出された「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部を改正する法律案」のうち、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部改正」として以下が盛り込まれた。 宿泊療養の法的位置付け ○新型コロナウイルス感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、都道府県知事による宿泊療養の協力要請規定を新設。		感染症対策課
69	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を優先すべき対象者について	保健所職員や陽性者を受け入れている宿泊療養施設の業務に従事する職員、消毒や清掃を担う業者、葬儀業者をワクチン接種の優先すべき対象に明示的に含めること。	令和2年12月17日	B	令和3年1月8日付の通知において、優先接種の対象となる医療従事者等の範囲が示され、医師、看護師のほか、新型コロナウイルス感染症患者（疑いを含む）に頻りに接する機会のある者については、保健所の職員や宿泊療養施設の職員、医療機関の委託業者等も医療機関の判断で優先接種の対象となることになった。 しかし、消毒や清掃、葬儀等委託の業務の明示はされていない。		保健医療政策課
70	基準病床数制度の弾力的な運用	各県が確保した新型コロナの受入病床数に見合った病床数を基準病床数及び必要病床数に加算するなど、制度の弾力的な運用を図ること。	令和2年12月17日	C	要望に係る制度改正の動きはない。		保健医療政策課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A: 概ね実現した B: 一部実現した C: 実現していない	国等の措置状況	県担当課
71	新型コロナウイルス感染症患者の医療機関の受入支援	要介護者・認知症の新型コロナウイルス患者の入院に当たっては、看護に加えて生活支援を併せて行う必要があり、医療機関の大きな負担となっている。そのため、医療機関が生活支援を行う者を確保することができるよう必要な支援を行うこと。	令和3年2月2日	A		令和3年2月3日の事務連絡で令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金のQ&Aが出された。その中で医療資格をもっていない職員も対象となるとされている。	医療人材課
72	新型コロナウイルス感染症患者の医療機関の受入支援	これらの患者（要介護者・認知症）の入院等に当たり医療従事者の確保のため、感染症が全国的にまん延している状況下を想定した実効的な応援派遣など支援を充実すること。	令和3年2月2日	C		重点医療機関に派遣する場合には、令和3年4月1日の事務連絡で令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）における上限額は拡大されたが、要望事項の対象者については支援充実の動きはない。	医療人材課
73	新型コロナウイルス感染症患者の医療機関の受入支援	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の補助対象経費の期間について、これまで早くから病床を確保してきた医療機関については、12月25日でなく確保した日から補助対象経費に計上できるようにすること。	令和3年2月2日	C		要望に関する制度改正の動きはない	医療整備課
74	新型コロナウイルス感染症患者の医療機関の受入支援	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の院内感染拡大防止対策等に要する経費について、各医療機関の病床確保の実情に応じた柔軟な補助制度とし、医療機関の負担軽減に幅広く活用できるように1/3の上限額を撤廃すること。	令和3年2月2日	C		要望に関する制度改正の動きはない	医療整備課
75	新型コロナウイルス感染症患者の医療機関の受入支援	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の補助金の対象となる病床の確保時期について、本県では専用医療施設の設置など、3月中に新たに病床を確保する医療機関が一定数見込まれるため、2月28日までではなく、3月31日までに病床を割り当てられた医療機関についても補助の対象とすること。	令和3年2月2日	A		4月以降に病床を割り当てられた医療機関も補助対象とされており、現在は9月30日までに病床を割り当てられた医療機関について補助対象とされている。	医療整備課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A:概ね実現した B:一部実現した C:実現していない	国等の措置状況	県担当課
76	保健所への支援	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保健所の業務がひっ迫し、首都圏を中心に保健師等の専門職の不足が顕在化している。感染症が全国的にまん延している状況下を想定した実効的な応援派遣のスキームを早急に構築すること。	令和3年2月2日	B	令和3年4月1日から「新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材（IHEAT）」の運用を開始（7月からシステム運用開始）し、外部専門職の活用が可能となった。 ただし、本務を持つ大学教員や医療従事者等による支援には頻度や継続性の点で限界があるため、より実効性のある制度構築が求められる。		保健医療政策課
77	保健所への支援	保健所の恒常的な人員体制強化について、保健師の増員に係る地方財政措置を迅速に講じること。	令和3年2月2日	C	要望に係る制度改正の動きはない。		保健医療政策課
78	新型コロナウイルス感染症に関する検査	高齢者施設の職員、入所者に対する検査の実施について、感染拡大を防止するため、施設自らが必要な検査を実施した場合には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）を活用し、補助できるとされている。しかし、この補助金は感染対策のための衛生物資の購入や人件費などのかかりまし経費全般を対象としており、現行の補助上限額では必要な検査を受けることは困難である。このため、各施設において必要な検査が受けられるよう補助上限額を大幅に引き上げるとともに、来年度も継続すること。	令和3年2月2日	B	検査費用は令和3年度も継続して補助対象経費となっており、検査費用の来年度（令和3年度）の継続補助は実現した。 一方で、検査費用の補助対象は極めて限定的で、行政検査の実施状況や、介護事業所の自費検査の実施状況等を的確に捉えた支援となっているとは言い難い。 令和2年度中の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の補助上限額の引き上げについては、実現しなかった。		高齢者福祉課
79	新型コロナウイルス感染症に関する検査	本県では発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関である「診療・検査医療機関」を公表し、「受診・相談センター」を通さなくても発熱患者が身近なかかりつけ医に直接アクセスできる体制を整備した。本県の陽性率は近隣都県と比べて低くなっており、適切な検査の実施に寄与しているものと理解している。まん延防止のためには、こうした取組を埼玉県だけでなく、首都圏等で一体的に取り組むことが重要であることから、「診療・検査医療機関」の公表について国として働きかけること。	令和3年2月2日	A	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の令和3年2月24日付け事務連絡「4月以降の当面の相談・外来診療体制について」において、患者が円滑に受診できるようにするための方策の一例として診療・検査医療機関の公表を挙げ、こうした取り組みを参考に更なる方策を講じることを全国の自治体へ求めている。 【事務連絡抜粋】 「また、地域においては、診療・検査医療機関を自治体のホームページ等に公表しているケースがあり、こうした取組を参考に、地域の医師会等とも協議・合意の上で公表するなど、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じることを検討すること。」		保健医療政策課
80	新型コロナウイルス感染症に関する検査	「診療・検査医療機関」は、インフルエンザ流行期が過ぎた場合、都道府県において指定を解除することとされているが、解除後も発熱患者等が身近な医療機関で検査を受けることができるよう検査体制の方向性を早急に示すこと。	令和3年2月2日	A	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の令和3年2月24日付け事務連絡「4月以降の当面の相談・外来診療体制について」において、インフルエンザ流行期後も診療・検査体制を維持し、診療・検査医療機関の指定を解除せず、指定の効果を継続させるよう求めている。 【事務連絡抜粋】 「○相談・外来診療体制については、今後、再び新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、その体制を維持すること。」 「○診療・検査医療機関については、発熱患者等の適切な医療アクセスを確保する観点から、4月以降、発熱患者等が減少しても基本的には指定を解除せず、指定の効果を継続させること。」		保健医療政策課

No	要望項目	要望事項	要望年月日	評価	【評価の指標】 A: 概ね実現した B: 一部実現した C: 実現していない	国等の措置状況	県担当課
81	新型コロナウイルスワクチンの配分等	本県を含め首都圏では感染再拡大の予兆も見られており、オリンピック、パラリンピックの開催を控え、人流の増加も懸念される状況である。今後のワクチンの配分にあたっては、全国一律の基準ではなく人口が多く感染リスクの高い首都圏に厚く配分すること。	令和3年6月28日	B		ワクチンが多く供給された5月から6月に比べ、7月以降ファイザーの供給量が減少した。これに対して、県としては、国に対して希望する量のワクチンの供給等について申し入れを行ってきた。この結果、第13クール（8月30日の週及び9月6日の週）以降、改善が見られ、これまで分配量が少なかった大都市圏に重点的な分配がなされ、第15クール（9月27日の週及び10月4日の週）までに12歳以上の接種対象者の8割分を超えるワクチンが供給されることが示された。	保健医療政策課
82	新型コロナウイルスワクチンの配分等	第8クールまでに市町村に配分されたワクチンは既に高齢者用として接種の予約が済んでいるワクチンであり、いわゆる「在庫」として接種予定のないワクチンは一切ない。したがって一般接種の開始に向けて、ワクチン配分量が決まらなければ、市町村は予約枠の設定もできない状況である。一刻も早く第11クール以降の配分計画を示すこと。	令和3年6月28日	B		第11クール及び第12クールにおけるワクチンの基本計画枠が7月7日に示された。また、第13クールの割当量及び第14クール、第15クールにおけるワクチンの基本計画枠が8月5日に示された。	保健医療政策課
83	新型コロナウイルスワクチンの配分等	今後の接種可能回数は、接種能力の掘り起こしにより、これまでの接種実績より数段多くなっていることから、掘り起こした接種能力を最大限に活用するためにも市町村が希望する量のワクチンの配分を行うこと。	令和3年6月28日	B		要望の結果、第13クール（8月30日の週及び9月6日の週）以降、これまで分配量が少なかった大都市圏に重点的な分配がなされ、第15クール（9月27日の週及び10月4日の週）までに12歳以上の接種対象者の8割分を超えるワクチンが供給されることが示された。	保健医療政策課
84	新型コロナウイルスワクチンの配分等	武田モデルナ社のワクチンの活用については、令和3年5月25日の都道府県向け説明会において、まずは自治体の大規模接種会場、続いて職域接種への拡大が方針として示されている。予防接種法に基づけば予防接種は自治体が行うべきものであり、それを補完する職域接種が自治体の接種を妨げることがあってはならないと思料するところ、この方針に従って、自治体の大規模接種会場に対し、最優先でワクチンの配分を行うこと。	令和3年6月28日	B		6月下旬以降、モデルナワクチンを使用する大規模接種会場の申請の受付を停止していたが、8月19日から受付を再開した。再開後、本県においては、新たに6市町が申請。	保健医療政策課
85	新型コロナウイルスワクチンの配分等	ワクチン接種に対する不安による不接種を縮減させるべく、ワクチン接種後の死亡者に関する評価については、一律に「因果関係不明」とするのではなく、法に基づく唯一の死因特定権者である死亡診断書に責任を負う医師の所見を併記し、その所見を覆すエビデンスがある場合には、これを明示すること。	令和3年6月28日	C		基準日現在、ワクチン接種後の死亡者に関する評価について、法に基づく唯一の死因特定権者である死亡診断書に責任を負う医師の所見の併記及び、その所見を覆すエビデンスについての明示に関する項目の追加はされていない。	保健医療政策課